

文教委員会資料

2 請願・陳情の審査

- (1) 陳情第136号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第137号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

資料 私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について

参考資料1 神奈川県「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」

参考資料2 文部科学省「高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金」パンフレット

参考資料3 令和8年度県の予算編成に対する要請書（抜粋）

こども未来局

（令和8年3月11日）

私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について

資料

1. 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

私立学校

(令和7年5月1日現在)

中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	690	183
大西学園	8	5
洗足学園	778	169
カリタス女子	609	199
日本女子大附属	746	122
桐光学園	1,052	291
合計	3,883	969

25.0%

高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,860	414
大西学園	112	84
洗足学園	741	181
カリタス女子	494	187
日本女子大附属	1,112	242
桐光学園	1,712	474
合計	6,031	1,582

26.2%

神奈川県知事
(子どもみらい部
私学振興課)
・設置認可
・運営指導
・各種助成

県立学校

(令和7年5月1日現在)

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
14	11,145	8,715

※川崎市立中学校出身者数は、令和5年から令和7年の市立中学校卒業者のうち市内県立高校への進学者数の合計。

78.2%

神奈川県
教育委員会

・設置
・運営管理

市立学校

(令和7年5月1日現在)

中学校

単位:人

学校数	生徒数	市内在住生徒数
52	30,032	29,977

99.8%

川崎市
教育委員会

・設置
・運営管理

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
5	3,586	3,109

※川崎市立中学校出身者数は、令和5年から令和7年の市立中学校卒業者のうち川崎市立高校への進学者数の合計。

86.7%

2. 公立中学校卒業者の進路状況

(1) 神奈川県内

(単位：人)

卒業年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
卒業生総数	68,003	100.0%	67,056	100.0%	66,347	100.0%
全日制高等学校	60,547	89.0%	58,986	88.0%	58,205	87.7%
公立	40,642	59.8%	39,761	59.3%	39,117	59.0%
市内市立	3,680	5.4%	3,650	5.4%	3,642	5.5%
県立	36,293	53.4%	35,483	52.9%	34,844	52.5%
県外・国公立	669	1.0%	628	0.9%	631	1.0%
私立	19,905	29.3%	19,225	28.7%	19,088	28.8%
県内	15,051	22.1%	14,571	21.7%	14,773	22.3%
県外	4,854	7.1%	4,654	6.9%	4,315	6.5%
定時制高等学校	1,232	1.8%	1,314	2.0%	1,289	1.9%
公立	1,217	1.8%	1,278	1.9%	1,259	1.9%
県内	1,210	1.8%	1,263	1.9%	1,235	1.9%
県外	7	0.0%	15	0.0%	24	0.0%
私立	15	0.0%	36	0.1%	30	0.0%
県内						
県外	15	0.0%	36	0.1%	30	0.0%
その他（高等専門学校、通信制、就職者等）	6,224	9.2%	6,756	10.1%	6,853	10.3%

(神奈川県教育統計「公立中学校卒業者の進路の状況」を基に作成)

(2) 川崎市内

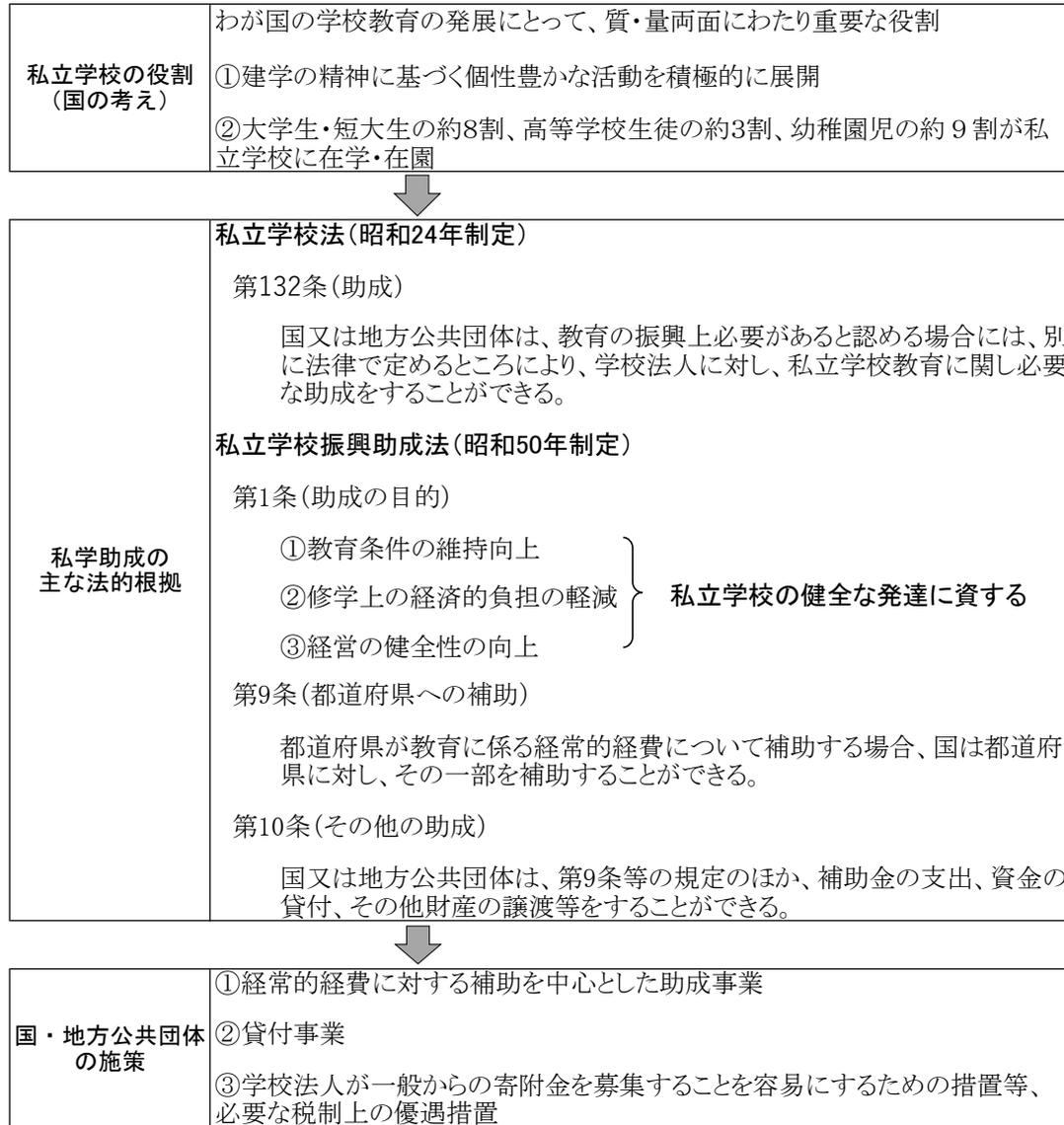
(単位：人)

卒業年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
卒業生総数	10,211	100.0%	9,937	100.0%	10,036	100.0%
全日制高等学校	9,091	89.0%	8,782	88.4%	8,876	88.4%
公立	5,432	53.2%	5,477	55.1%	5,497	54.8%
市立	1,031	10.1%	1,042	10.5%	1,036	10.3%
市内県立	3,009	29.5%	2,901	29.2%	2,805	27.9%
市外・国公立	1,392	13.6%	1,534	15.4%	1,656	16.5%
私立	3,659	35.8%	3,305	33.3%	3,379	33.7%
県内	1,553	15.2%	1,427	14.4%	1,634	16.3%
県外	2,106	20.6%	1,878	18.9%	1,745	17.4%
定時制高等学校	183	1.8%	189	1.9%	238	2.4%
公立	174	1.7%	164	1.7%	223	2.2%
市立	124	1.2%	113	1.1%	134	1.3%
市内県立	38	0.4%	46	0.5%	32	0.3%
市外・国公立	12	0.1%	5	0.1%	57	0.6%
私立	9	0.1%	25	0.3%	15	0.1%
県内						
県外	9	0.1%	25	0.3%	15	0.1%
その他（高等専門学校、通信制、就職者等）	937	9.2%	966	9.7%	922	9.2%

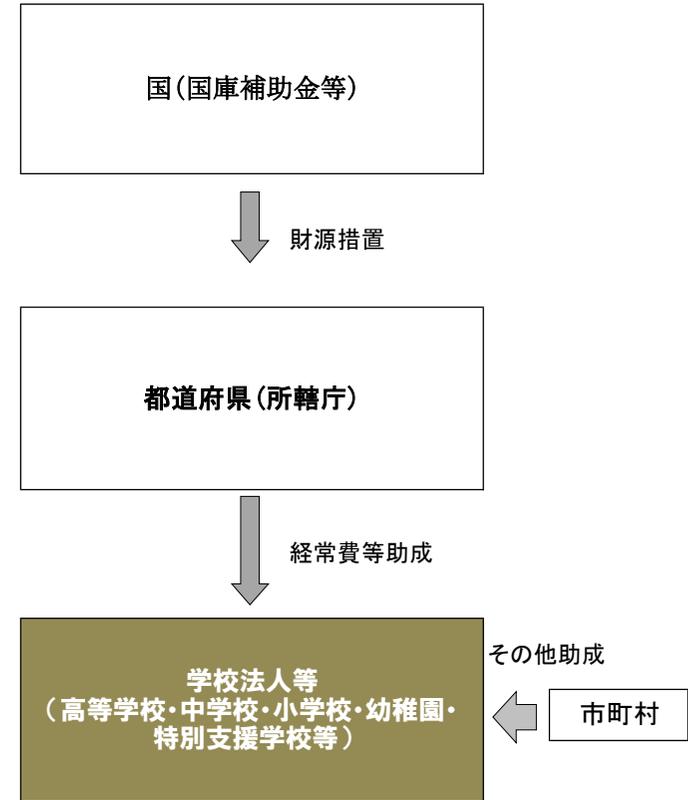
※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

3. 私学助成の概要

(1) 私学助成の基本



(2) 私立高等学校等に対する助成の財源等



4. 国の私立高等学校等経常費助成費予算

単位: 億円

事業名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	事業内容
(1) 私立高等学校等経常費助成費補助	981	970	973	
①一般補助	843	833	837	都道府県が行う私立高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の経常費助成費に対して補助
②その他特別補助	138	137	136	
(2) 私立高等学校等経常費補助	32	33	34	
特定教育方法支援事業	32	33	34	特別な支援が必要な私立学校等への補助
合 計 (経常費等)	1,013	1,003	1,007	

(文部科学省HPを基に作成)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

5. 神奈川県私立学校助成関係予算

単位：千円

事業名称	令和7年度				令和8年度(案)				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			
		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他	
(1) 経常費補助	44,279,287	37,917,857	6,361,430	0	45,465,920	39,027,045	6,438,875	0	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	24,059,117	20,707,116	3,352,001	0	25,368,811	21,867,453	3,501,358	0	
②中等教育学校	844,576	719,043	125,533	0	879,055	744,164	134,891	0	
③中学校	7,057,297	6,004,086	1,053,211	0	7,945,131	6,816,155	1,128,976	0	
④小学校	3,041,575	2,579,491	462,084	0	3,371,063	2,882,855	488,208	0	
⑤特別支援学校	642,856	642,856	0	0	727,812	727,812	0	0	
⑥幼稚園	6,691,362	5,322,761	1,368,601	0	5,060,531	3,875,089	1,185,442	0	
⑦専修学校・各種学校	1,942,504	1,942,504	0	0	2,113,517	2,113,517	0	0	
(2) 私立高等学校等生徒学費補助	4,978,762	4,978,762	0	0	2,394,267	2,394,267	0	0	保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
(3) 高等学校等就学支援事業費	9,715,853	0	9,715,844	9	33,951,143	8,467,500	25,483,634	9	高等学校等就学支援金の交付等
(4) 私立高校生等奨学給付金事業費	628,108	419,527	208,581	0	1,157,009	580,539	576,470	0	生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯及び中所得世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
(5) その他	10,251,068	7,329,956	2,676,512	244,600	10,331,553	7,349,892	2,850,861	130,800	「1. 経常費補助」「2. 私立高等学校等生徒学費補助」「3. 高等学校等就学支援事業費」「4. 私立高校生等奨学給付金事業費」以外の予算
合 計	69,853,078 前年比104%	50,646,102	18,962,367	244,609	93,299,892 前年比134%	57,819,243	35,349,840	130,809	

(神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課から提供)

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等

6. 私立学校経常費補助単価について

(1) 都道府県別私立学校経常費補助単価(令和7年度)

(令和7年7月10日中高連調べ)

(単位:円)

高等学校(全日制・定時制)			中学校			小学校			幼稚園(学友)		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥取	458,623	1	鳥取	448,655	1	長野	366,682	1	岡山	312,174
2	東京	444,082	2	東京	393,839	2	静岡	364,450	2	東京	306,836
3	静岡	404,468	3	岡山	376,153	3	鹿児島	359,474	3	長野	278,919
4	佐賀	401,948	4	長野	366,913	4	和歌山	355,911	4	岐阜	252,120
5	石川	400,572	5	静岡	365,082	5	沖縄	355,497	5	神奈川	238,277
6	福島	399,414	6	高知	362,547	6	大分	355,450	6	富山	237,178
7	千葉	394,208	7	鹿児島	358,587	7	北海道	354,926	7	奈良	227,500
8	福岡	389,576	8	大分	358,090	8	宮崎	354,523	8	徳島	224,170
9	広島	389,412	9	佐賀	357,843	9	福島	354,109	9	千葉	219,921
10	富山	388,260	10	和歌山	357,576	9	群馬	354,109	10	兵庫	218,382
11	徳島	387,675	11	沖縄	357,008	11	福岡	354,109	11	石川	217,213
12	茨城	387,213	12	北海道	356,565	12	富山	353,956	12	京都	216,567
13	岐阜	386,910	13	宮崎	356,159	13	茨城	353,890	13	滋賀	216,000
14	高知	386,681	14	青森	355,906	13	千葉	353,890	14	静岡	215,671
15	長崎	385,558	14	福島	355,906	13	高知	353,890	15	大阪	214,742
16	福井	385,483	14	群馬	355,906	13	長崎	353,890	16	山口	214,000
17	岩手	385,362	17	福岡	355,906	13	山梨	353,672	17	福岡	213,521
18	香川	381,427	18	富山	355,621	13	福井	353,098	18	栃木	212,900
19	秋田	380,983	19	茨城	355,522	19	三重	352,889	19	福島	212,821
20	北海道	378,782	20	千葉	355,522	20	岐阜	352,780	20	広島	212,483
21	大分	377,429	20	愛媛	355,522	21	岩手	352,776	21	山梨	212,428
22	兵庫	376,445	20	長崎	355,522	22	広島	349,090	22	三重	212,207
23	山梨	376,190	20	山梨	355,307	23	愛知	346,859	23	新潟	212,118
24	群馬	375,463	20	岐阜	355,070	24	石川	343,751	24	北海道	211,691
25	新潟	374,253	20	福井	354,724	25	徳島	338,470	25	群馬	211,659
26	鹿児島	373,787	20	三重	354,524	26	宮城	338,333	26	香川	209,873
27	奈良	373,000	27	岩手	354,411	27	兵庫	336,585	27	大分	209,267
28	山形	372,470	28	島根	354,411	28	東京	330,182	28	佐賀	207,816
29	神奈川	370,311	29	熊本	354,410	29	栃木	318,600	29	和歌山	206,745
30	岡山	368,663	30	広島	350,722	30	京都	315,400	30	山形	206,105
31	長野	367,028	31	徳島	349,839	31	神奈川	315,189	31	茨城	205,463
32	三重	366,825	32	愛知	349,637	32	岡山	294,915	32	熊本	205,359
33	山口	366,500	33	新潟	347,329	33	奈良	273,500	33	岩手	205,323
33	沖縄	366,214	34	香川	342,958	34	大阪	264,435	34	愛媛	203,821
35	和歌山	366,024	35	石川	342,425	35	埼玉	247,832	35	埼玉	203,482
36	宮崎	364,471	36	宮城	341,843				36	青森	203,021
37	青森	364,406	37	兵庫	341,271				37	宮城	202,921
37	宮城	364,057	38	栃木	320,000				38	愛知	202,821
39	栃木	363,800	39	京都	316,900				39	鹿児島	202,821
40	愛知	363,708	40	滋賀	315,000				39	沖縄	202,026
41	愛媛	363,708	41	神奈川	290,639				41	長崎	201,913
42	島根	362,621	42	山口	290,000				42	秋田	201,262
43	熊本	362,621	43	大阪	288,575						
44	滋賀	361,000	44	奈良	275,000						
45	大阪	350,300	45	埼玉	254,129						
46	京都	347,370									
47	埼玉	331,027									
単純平均	378,433	単純平均	347,011	単純平均	339,346	単純平均	219,084				

※令和5年度から中高連による順位付けは廃止されたため、本表は公表データを加工して作成したもの。

(2) 神奈川県私立学校経常費補助単価(令和6~8年度)

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
高等学校 (全日制・定時制)	355,491	370,311	392,537
	(前年度比)	(14,820)	(22,226)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
中学校	271,248	290,639	325,527
	(前年度比)	(19,391)	(34,888)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
小学校	293,882	315,189	349,877
	(前年度比)	(21,307)	(34,688)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)
幼稚園	223,102	238,277	257,950
	(前年度比)	(15,175)	(19,673)

(日本私立中学高等学校連合会調べ)

7. 私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について

私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（令和元年度～令和6年度）

※令和4年度より隔年実施のため、令和5年度を除く

都道府県の協力により、私立の高等学校（全日制）における初年度納付金の生徒一人当たりの平均額について取りまとめたものである。

全国の平均額

（単位：円）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和6年度	
	授業料(A)	増減率	授業料(B)	増減率	授業料(C)	増減率	授業料(D)	増減率	授業料(E)	増減率
授業料(A)	404,713	1.4%	433,991	7.2%	441,101	1.6%	445,174	0.9%	457,331	2.7%
入学科(B)	163,362	0.1%	163,218	△0.1%	163,279	0.0%	164,196	0.6%	166,898	1.0%
施設整備費等(C)	168,602	0.0%	151,715	△10.0%	148,315	△2.2%	149,510	0.8%	157,232	5.2%
計(A+B+C)	736,677	0.8%	748,924	1.7%	752,696	0.5%	758,881	0.8%	780,460	2.8%

都道府県別の平均額

なお、都道府県別の平均額は以下のとおりである。

（単位：円）

都道府県名	令和元年度					令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和6年度				
	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)
北海道	344,784	197,549	69,055	413,839	611,388	382,824	196,176	49,328	432,152	628,328	400,221	196,300	41,748	441,969	638,269	406,896	195,600	47,468	454,364	649,964	411,728	196,733	57,759	469,487	666,220
青森県	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	414,894	58,627	70,786	485,680	544,308	424,212	58,627	70,351	494,563	553,190	419,765	58,627	70,351	490,116	548,743	420,753	58,039	70,557	491,310	549,349
岩手県	317,538	95,385	120,879	438,417	533,802	381,415	96,154	69,264	480,679	546,833	388,800	96,154	67,418	456,218	552,372	388,800	96,154	69,162	457,962	554,115	400,800	98,462	83,033	483,833	582,295
宮城県	346,762	59,750	311,287	658,049	717,799	399,684	59,237	277,812	677,496	736,733	403,474	59,237	278,854	682,328	741,565	406,316	59,237	278,015	684,331	743,568	408,632	61,079	298,288	706,920	767,998
秋田県	300,000	154,000	182,505	482,505	636,505	312,000	154,000	175,321	487,321	641,321	333,600	154,000	178,895	512,495	666,495	348,000	154,000	179,363	527,363	681,363	355,800	156,000	189,700	545,500	701,500
山形県	411,354	131,190	86,392	497,746	628,937	428,100	120,510	75,121	503,221	623,731	445,757	124,286	74,043	519,800	644,086	445,757	124,286	75,521	521,278	645,564	444,900	124,643	82,086	526,986	651,629
福島県	288,059	135,588	113,864	401,923	537,511	377,653	139,412	37,058	414,711	554,123	378,729	139,412	37,799	416,528	555,940	385,082	142,500	38,784	423,866	566,367	390,094	137,206	48,243	438,337	575,543
茨城県	319,375	183,333	293,816	633,191	816,525	361,625	183,333	275,608	637,233	820,566	384,875	182,708	255,442	640,317	823,025	384,875	183,958	250,858	635,733	819,692	386,875	183,958	254,283	641,158	825,117
栃木県	294,000	145,714	258,533	552,533	698,248	374,143	147,143	181,248	555,391	720,533	390,429	147,143	176,390	566,819	713,962	390,429	147,143	186,233	576,662	723,805	391,714	147,143	185,046	576,760	723,903
群馬県	330,738	128,308	219,907	550,645	678,954	411,092	130,385	157,815	568,907	699,291	413,862	130,385	160,039	573,901	704,285	413,862	128,077	156,693	570,555	698,632	414,785	128,077	176,308	591,093	719,169
埼玉県	378,983	224,615	208,461	587,444	812,059	379,483	224,927	209,827	589,310	814,238	381,733	224,927	210,077	591,810	816,738	387,367	223,885	208,244	595,611	819,496	402,658	221,802	210,037	612,965	834,498
千葉県	317,622	147,894	250,537	568,159	716,052	339,244	148,171	242,262	581,506	729,678	360,622	147,963	224,693	585,305	733,268	368,844	148,380	223,739	592,583	740,963	383,133	152,176	231,302	614,435	766,611
東京都	445,883	251,022	213,993	671,876	922,897	463,668	251,526	216,003	679,671	931,198	466,545	252,688	214,391	680,936	933,625	473,002	253,733	216,640	689,642	943,375	486,531	253,782	225,581	712,112	965,894
神奈川県	449,568	208,461	265,441	715,004	923,466	455,383	210,961	277,491	732,874	943,836	458,537	210,961	274,791	733,328	944,298	474,002	210,961	273,600	737,665	948,627	480,228	221,032	220,666	760,894	981,927
新潟県	309,659	150,000	119,369	429,028	579,028	317,384	153,125	121,088	438,472	591,597	352,759	152,500	85,450	438,209	590,790	362,884	153,125	80,566	443,450	596,575	381,041	156,250	81,763	462,804	619,053
富山県	376,440	104,500	51,427	427,867	532,367	388,800	104,500	44,227	433,027	537,527	394,800	114,500	38,493	433,293	547,793	396,000	119,500	38,627	434,627	554,127	396,000	119,500	39,277	435,227	554,727
石川県	348,667	71,111	117,656	466,323	537,433	364,667	73,333	117,406	482,073	555,406	364,667	73,333	120,690	485,357	558,690	368,000	73,333	122,032	490,032	563,366	378,667	76,667	89,111	467,778	544,445
福井県	282,720	98,000	106,068	388,788	486,788	335,232	5,520	115,490	450,722	456,242	349,560	5,542	125,458	475,018	480,560	347,472	5,520	136,870	484,342	489,862	347,472	5,520	164,280	511,752	517,272
福山県	337,964	133,182	209,939	547,903	681,085	390,873	133,182	180,303	571,176	704,358	397,418	133,182	180,303	577,721	710,903	405,600	129,545	182,206	587,806	717,352	411,600	141,364	246,436	658,036	799,400
岐阜県	473,324	152,363	221,812	695,136	847,488	586,647	152,363	117,294	703,941	856,294	588,059	134,706	117,882	705,941	840,647	588,765	134,706	117,882	706,647	841,353	647,675	135,625	241,594	889,269	1,024,894
岐阜県	309,867	108,667	216,146	526,013	634,680	395,466	113,222	122,579	518,045	631,268	395,467	120,667	121,253	516,720	637,387	419,500	136,250	115,525	535,025	671,275	420,250	163,125	111,725	531,975	695,100
静岡県	409,681	95,226	110,187	519,868	615,095	431,746	94,912	107,423	539,169	634,082	437,883	92,648	102,671	540,564	633,203	437,121	92,728	101,174	538,295	631,023	445,838	93,708	102,313	548,151	641,859
愛知県	411,107	202,776	42,064	453,171	655,947	419,004	203,321	39,593	458,597	661,918	423,499	203,321	35,916	459,415	662,736	425,659	203,503	34,487	460,146	663,649	470,071	208,230	24,913	494,984	703,215
三重県	313,385	51,346	257,149	570,534	621,879	366,000	51,346	212,300	578,300	629,646	368,769	51,346	202,838	571,607	622,954	392,308	53,269	193,054	585,362	638,631	442,615	53,654	195,485	638,100	691,754
滋賀県	406,000	152,000	211,600	617,600	769,600	427,600	152,000	212,200	639,800	791,800	429,400	152,000	218,200	647,600	831,000	431,000	152,000	216,367	647,367	799,367	442,300	152,000	222,300	634,600	816,600
京都府	537,685	95,590	193,442	731,127	826,716	551,915	96,154	186,673	738,588	834,742	554,685	96,923	186,673	741,358	838,280	556,838	96,026	191,442	748,280	844,306	558,822	94,744	197,218	756,040	850,784
大阪府	586,945	196,349	26,901	613,846	810,195	589,214	192,365	32,526	621,740	814,105	592,635	192,469	33,394	626,029	818,498	594,431	192,547	34,919	629,350	821,897	605,162	193,426	31,398	636,560	829,985
兵庫県	407,990	236,923	206,592	614,582	815,505	414,059	231,827	216,067	630,126	861,953	433,672	227,500	201,927	635,599	863,100	440,518	234,044	209,141	649,659	883,703	460,624	233,333	212,604	673,228	906,561
奈良県	439,313	140,625	156,375	595,688	736,313	521,250	145,313	107,806	629,056	774,369	545,067	143,333	86,533	631,600	774,933	550,857	146,429	84,857	635,714	782,143	582,571	135,714	73,143	655,714	791,428
和歌山県	429,578	149,444	77,333	506,911	656,356	446,244	149,444	77,333	523,577	673,022	456,911	157,778	89,111	546,022	703,800	456,911	157,778	78,444	535,355	693,133	471,650	173,125	60,000	531,650	704,775
鳥取県	327,750	63,125	131,750	459,500	522,625	396,000	75,625	63,888	459,888	535,513	396,000	75,875	66,763	462,763	538,638	396,000	75,875	66,863	462,863	538,738	396,000	73,375	77,975	473,975	547,350
島根県	393,600	86,000	23,867	479,467	503,467	418,800	86,000	13,667	432,467	518,507	422,400	89,000	15,000	437,400	526,400	422,400	89,000	15,000	437,400	526,400	422,400	89,000	15,000	437,400	526,400
岡山県	327,248	85,000	398,235																						

8. 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算(令和7年度)

事業名称	事業内容	金額
川崎市私立中学高等学校校長協会補助金	川崎市私立中学高等学校校長協会に対し、私立学校の学校長、教頭及び教職員の研修に要する費用に助成	308,000円
川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の学校教育の目的を達成するために必要な教材及び教具並びに学校の管理運営に必要な備品又は整備に要する費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校 	1,926,000円

(所管 こども未来局)

9. 川崎市高等学校奨学金(令和7年度)

名称	概要・要件等	種別	金額
川崎市高等学校奨学金(学年資金)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準額以内 ④高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部、高等専門学校(第3学年まで)及び専修学校の高等課程を含む。)の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支給 	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立(年額) 第1学年:36,000円 第2学年:61,000円 第3学年:46,000円 第4学年以降:36,000円 ・私立(年額) 第1学年:60,000円 第2学年:85,000円 第3学年:70,000円 第4学年以降:60,000円
川崎市高等学校奨学金(入学支度資金)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果の平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準額以内 ④高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。)に進学する生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は入学前の3月 	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立:45,000円 ・私立:70,000円

(所管 教育委員会)

10. 「令和8年度国の施策・制度・予算に関する提案」（重点的提案）（令和7年7月神奈川県）抜粋

子防的な支援ともなることから、国においても校内居場所カフェに対し必要な支援を実施すべきである。

◆実現による効果

国による支援を実施することにより、将来の自立に困難を抱える高校生が、安心できる居場所を得て、早期に相談・支援につながることで、ひきこもり等の困難な状況に陥ることを防ぐことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

6 子どもの医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 子ども家庭庁

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、**国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。**

◆現状・課題

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

特に物価高騰の影響により困窮する世帯に対しては、市区町村において実施している医療費助成制度の拡充など、経済的な支援の必要性や重要性がますます大きくなっている。

国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

7 高等学校等における教育費負担の軽減

【提案内容】

提出先 文部科学省

高等学校等就学支援金の拡充を確実に実施するとともに、改正内容について早期に都道府県に示すこと。

また、授業料以外の教育費についても負担を軽減すること。

◆現状・課題

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「第16回出生動向基本調査」によると、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が最多となっており、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因となっている。経済的理由で、希望する数の子どもを持つことを諦めることがないよう、教育費負担の軽減はまさに喫緊の課題である。



令和8年度より、高等学校等就学支援金の所得制限が撤廃され、支援額も拡充されることになったが、地域の実情に応じて、国の高等学校等就学支援金に上乘せする形で、多くの都道府県において独自の支援を行っていることを踏まえ、改正内容について、早期に都道府県に示していただく必要がある。

また、高等学校等就学支援金の拡充により、授業料負担については軽減が図られたが、通学関係費や施設整備費等の負担が大きいことを踏まえ、授業料以外の教育費についても、高校生等奨学給付金の拡充等により負担を軽減する必要がある。

◆実現による効果

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を実現する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局財務課)

8 大学等での学びの推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省

家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、**高等教育の修学支援新制度を拡充すること。**

II-19 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼児教育に係る遊具等の整備に対する補助の確実な実施
幼児教育に不可欠である遊具等の整備について、財政支援の継続を図るとともに、予算措置後においても十分な額の補助を着実に実施すること。
- 5 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 6 幼稚園特別支援教育経費の補助対象の拡充等
幼稚園特別支援教育経費は、幼児1人当たりの国庫補助単価を増額すること。
- 7 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 8 高等学校等就学支援金事務費交付金の改善等
交付金の配分方法を前年度末までに都道府県に示すこと。また、交付額の積算基準となる「受給資格者数」について、都道府県が実際に受給資格認定を行った者に限定することなく、不認定者を含め、都道府県が実際に審査を行った者の数を含めること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は15%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。

- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 幼児教育における遊具等の整備は子どもの健全育成に欠かせないものであるため、国の補助の着実な実施が必要である。
- 5 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 6 幼稚園特別支援教育経費について、支援を必要とする幼児が増加している状況等を鑑み、幼児一人当たりの補助単価を増額する必要がある。
- 7 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 8 本制度は、国が定める事務処理要領においては、年度当初より都道府県から学校設置者への事務委任が想定されているところ、交付金の配分方法は、8月下旬に国から通知されており、都道府県と学校設置者において、契約単価を確定することができず、事務上の支障となっている。
また、交付額の積算基準となる「受給資格者数」には、申請を行ったものの、所得制限により不認定となった者が含まれていないが、不認定となった者も、認定者と同様に審査・通知等の事務が発生しており、当該事務に係る事務費を勘案しないことに合理的な理由がないことから、不認定となった者についても「受給資格者数」に含める必要がある。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)



高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額（案） 5,824億円
 （前年度予算額 4,074億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円
 公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
 高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

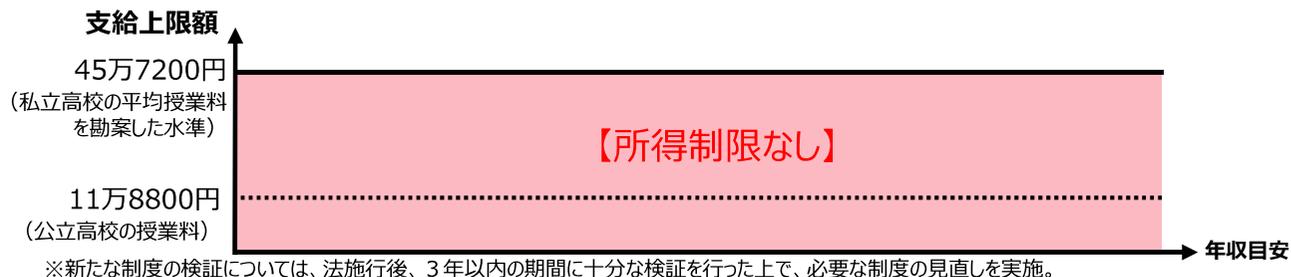
- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

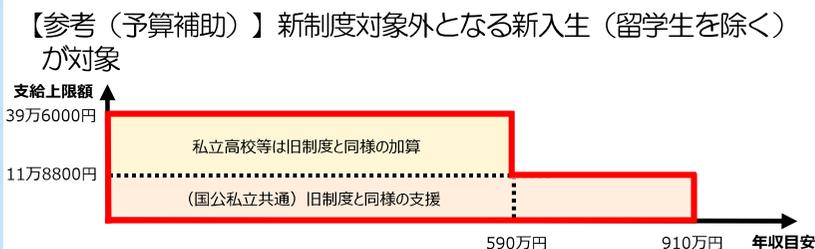
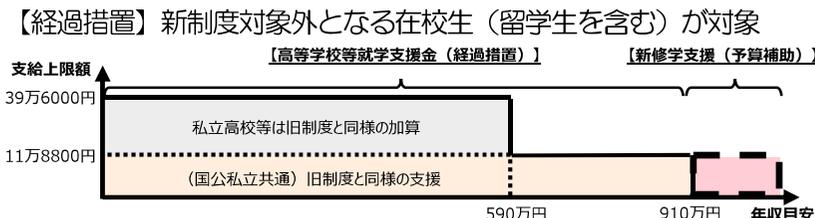
◆自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

【新制度】 所得制限：なし
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

- ※ 国立高校等についても、実質無償。
- ※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



※新たな制度の検証については、法施行後、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを実施。



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
 国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国 3 / 4、都道府県 1 / 4
 国立高校等：国 10 / 10

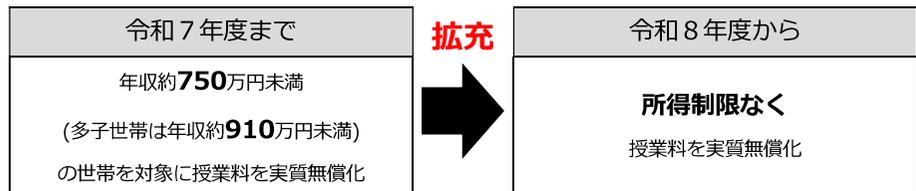
12. 令和8年度私立高等学校等の授業料・入学金補助の内容について（予定）



返還不要
お申込みは、高校入学後！

県内の私立高等学校等に進学された場合、 所得制限なく 授業料実質無償化 非課税世帯まで 入学金実質無償化

令和8年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。
(国の高等学校等就学支援金制度の改正を前提とします。)



補助額の詳細については裏面を御確認ください。

授業料補助 上限額(予定)	入学金補助 上限額(予定)
480,000円 (県内私立高校の平均授業料)	212,000円 (県内私立高校の平均入学金)

- 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）が対象です（専攻科及び別科除く）。
- ①②を満たした場合の補助上限額です。
 - ①高等学校等就学支援金【新制度】の対象であること（外国籍の場合は対象とならないことがあります）
 - ②生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本拠校が県内設置）の私立高等学校等に在学
- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等に代わって受け取り、授業料等と相殺します。学校によっては、いったん授業料等を納め、後日返還する場合があります（返還の時期や方法は学校により異なりますので、詳細は学校に直接お問い合わせください）。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-3793(直通)
(受付時間:平日 8時30分~12時、13時~17時15分)

神奈川県 学費支援

検索



<参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。
2月16日に県ホームページで最新情報を掲載します。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/index.html>
なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問い合わせください。



令和8年度の授業料・入学金補助額（年額）

	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※5	
		①高等学校等就学支援金【新制度】(国の制度)※3	②学費補助金(県の制度)※4			
年収目安(モデル世帯)※1	令和8年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※2	457,200円 (通信制 337,200円)	22,800円 (通信制 142,800円)		補助上限額※5	
生活保護世帯	令和8年1月1日時点で生活保護					
住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円			212,000円		授業料：480,000円 入学金：212,000円
270万円~750万円未満	227,100円未満			100,000円		授業料：480,000円 入学金：100,000円
750万円以上	227,100円以上					授業料：480,000円

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
- ※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用がほかの同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。
- ※3 【新制度】の対象者は(1)日本国籍を有する者、(2)特別永住者、(3)永住者、(4)日本人の配偶者等、(5)永住者の配偶者等、(6)定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、(7)家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者です。
- ※4 【新制度】の対象者が対象です。なお、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は入学金補助の対象となりません。
- ※5 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

どちらの制度も、高等学校等に入学後、学校を通じて申請します。

住所	高校等所在地※6	高等学校等就学支援金	学費補助金※7
<保護者等・生徒ともに> 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

- ※6 通信制の場合は本拠校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設（サポート校等）に通う場合でも、本拠校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。
- ※7 保護者等・生徒とともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。また、単身赴任により保護者の一方が県外在住の場合も対象となります。

高等学校等就学支援金【新制度】の対象外となる**外国籍生徒等**の学費支援については、県ホームページをご確認ください。



神奈川県 学費支援

検索

その他の補助制度(返還不要です)

- ③ **神奈川県高校生等奨学給付金**【給付額 高校生等 1人13,030円~152,000円/年】
… 生活保護世帯、住民税非課税世帯又は年収約490万円未満の世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

主な貸付制度(返還が必要です)

- ④ **神奈川県高等学校奨学金**…………… 学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>
問合せ 神奈川県教育委員会 行政部 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)
- ⑤ **母子父子寡婦福祉資金** …………… ひとり親家庭の子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付けを行う制度
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>
問合せ 市にお住まいの方：各市役所（福祉事務所）・区役所 町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所

1.3. 神奈川県私立高等学校等学費補助金の対象者について

●令和8年度の推計対象者数について

①授業料：約65,000人 ※1

所得制限なし・実質無償化（国・県合計 480,000円補助）

②入学金：約20,700人 ※2

・生活保護世帯、住民税非課税世帯（下記表：区分1～2）：212,000円補助（約3,700人）

・年収約270万円～750万円未満（下記表：区分3～5-2）：100,000円補助（約17,000人）

※1：県内の私立高等学校等の生徒のうち、県内に在住している生徒（令和6年度。専修学校高等課程の生徒を除く）

※2：令和6年度神奈川県私立高等学校等学費補助金の対象者数（下表）から推計

【参考】令和6年度神奈川県の私立高等学校等学費補助金の対象者数（神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課から提供）

所得区分	人数（人）
区分1（生活保護世帯）	170
区分2（住民税非課税・年収約270万円未満）	3,566
区分3（年収約270万円～590万円未満）	7,196
区分4（年収約590万円～700万円未満）	7,217
区分5（年収約700万円～750万円未満の多子世帯以外）	2,209
区分5-2（年収約700万円～750万円未満の多子世帯）	441
区分6（年収約750万円～910万円未満の多子世帯）	1,424
合計	22,223

（年収はあくまで目安です）

（多子世帯：23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯）

14. 陳情に対する本市の考え方について

私立学校：県が所轄、設置認可・運営指導

各種助成は、国が都道府県に交付し、都道府県が主体となり経常費等の助成を学校法人等へ実施

私立学校等への学費補助について

- ・国による高等学校等就学支援金制度の拡充により「所得制限の撤廃」と「授業料補助額の引上げ」が行われ、授業料実質無償化への取組が大きく進む
- ・神奈川県による学費補助金制度も授業料補助における「所得制限の撤廃」が行われる。



- 県の補助金は、県内在住かつ県内設置の私立高等学校等に通う方のみが対象となっていること
- 所得要件が撤廃され一層の負担軽減が図られたが、今後の社会状況等の変化を踏まえ適切に支援が継続されることが重要であることから、**制度拡充後の国や県の動向を注視しながら、神奈川県への働きかけについて検討していくものとする**



令和7年度 私立高等学校等
学費支援

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

年収 **750** 万円未満
の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 468,000円**

多子世帯で
年収 **910** 万円未満 **最大 468,000円**
の世帯まで**授業料が実質無償化**
※多子世帯…23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯

住民税非課税世帯まで **最大 211,000円**
入学金が実質無償化

年収910万円以上の世帯を対象に最大118,800円を支給する「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

授業料等の返還時期や方法は学校により異なりますので学校に直接お問い合わせください。

年収に関わらず、リーフレットの内容をよく、ご確認ください。

発行/お問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援

県ホームページ

返還不要

お申込みは高校入学後!

高等学校等
就学支援金

学費補助金

神奈川県
高校生等
奨学給付金



各制度の補助額

point! 年収は目安です。審査の際は所得区分(住民税に基づく基準額を用いた計算の結果)で判断されます。所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

所得区分 (確認方法は4ページ参照)	授業料補助		入学金補助	補助上限額	
	①高等学校等就学支援金 (国の制度)	②学費補助金 (県の制度)	②学費補助金 (県の制度)		
生活保護～ 住民税非課税世帯	令和7年1月1日 時点で生活保護 又は 県民税・市町村民税 の所得割額が0円 (非課税)	396,000円 通信制 297,000円	72,000円 通信制 171,000円	211,000円	授業料 468,000円 入学金 211,000円
270万円～ 590万円未満	154,500円 未満	+	349,200円	100,000円	授業料 468,000円 入学金 100,000円
590万円～ 750万円未満	227,100円 未満				
750万円～ 800万円未満	251,100円 未満	+	74,400円		授業料 193,200円
多子世帯	251,100円 未満	+	349,200円		授業料 468,000円
800万円～ 910万円未満	304,200円 未満	+			授業料 118,800円
多子世帯	304,200円 未満	+	349,200円		授業料 468,000円

※モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯
※多子世帯…23歳未満の扶養している子ども(令和7年度の条件:生年月日が平成14年4月2日以降)が3人以上いる世帯
※補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

対象となる制度をご確認ください。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住 所	高校等所在地 ※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本母校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設(サポート校等)に通う場合でも、本母校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。
※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。単身赴任により保護者の一方が県外在住(国内に限る)の場合も対象となります。

1

高等学校等就学支援金

●国の制度 ○返還不要

お申込み	
新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

①高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分	授業料補助(年額)
生活保護	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～590万円未満	154,500円未満	
590万円～910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶私立高等学校等に在学する生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に在学する場合は、学校が設置されている都道府県に申請します。
- ▶解雇や病気で働けないなど、やむを得ない理由(定年退職を除く)によって家計が急変した場合の家計急変支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。
令和7年4月～6月の授業料補助については、令和6年度の税額で判定します。

2

学費補助金

●県の制度 ○返還不要

お申込み	
全学年	6月頃

②学費補助金			
年収の目安	所得区分	授業料補助(年額)	入学金補助(入学年度の1回の分)
生活保護～住民税非課税	令和7年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1 又は 県民税・市町村民税の所得割額が0円(非課税)	72,000円 (通信制171,000円)	211,000円
270万円～590万円未満	154,500円未満	349,200円	100,000円
590万円～750万円未満	227,100円未満		
750万円～800万円未満	251,100円未満	74,400円	対象外
多子世帯※2	251,100円未満	349,200円	
800万円～910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯※2	304,200円未満	349,200円	

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本拠校が県内設置)の私立高等学校等に在学する生徒が対象となります。
- ▶保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。
- ▶対象校は県のホームページをご覧ください。



◀対象校一覧
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/gakuhihojyo.html>

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。
※2 多子世帯とは23歳未満の扶養している子ども(令和7年度の条件:生年月日が平成14年4月2日以降)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合の所得区分の算定について

生徒の生年月日が以下の表に該当し、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「当該生徒を自己の扶養親族としている」保護者等の計算を次のとおり行い、所得区分を算出します。

「当該生徒を自己の扶養親族としている」(市町村民税の課税標準額-33万円)×6%－市町村民税の調整控除の額
保護者等※の計算方法:

※「内」に該当しない保護者等の計算は、通常どおり「(市町村民税の課税標準額)×6%－市町村民税の調整控除の額」で行います。

生徒の生年月日	制度	上記計算を使用する補助対象期間
平成20年1月2日～4月1日	①高等学校等就学支援金	令和7年4月分～令和7年6月分(3か月分) ※令和6年度の税額で算定
平成21年1月2日～4月1日	①高等学校等就学支援金	令和7年7月分～令和8年6月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定
	②学費補助金	令和7年4月分～令和8年3月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定

3

神奈川県高校生等奨学給付金

●県の制度 ○返還不要

お申込み	
全学年	7月以降

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。(県外の私立高等学校等に在学する場合も申請できます。)

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

- ①保護者等が神奈川県に在住
 - ②生徒等が令和7年7月1日現在、私立高等学校等(特別支援学校は除く)に在学
 - ③「生活保護(生業扶助)を受けている世帯」又は「保護者等全員の令和7年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円(非課税)の世帯」
- ※高等学校専攻科に通う生徒の受給要件については、県へお問い合わせください。



▶家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。

③ 神奈川県高校生等奨学給付金		支給単価
令和7年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている		52,600円
令和7年度の県民税・市民税所得割額が0円(非課税)※	全日制・定時制の学校	152,000円
	通信制・専攻科の学校	52,100円

※所得割額が0円(非課税)であれば、均等割額が課税されていても対象となります。

申請の方法

- ① 高等学校等就学支援金
- ② 学費補助金

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日返還する場合があります。
- 返還の時期や方法は学校により異なりますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。

神奈川県高校生等奨学給付金

県内の学校 ▶申請書は学校が配付。 ▶申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。

県外の学校 ▶申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和7年6月下旬以降更新予定)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuhukinn.html>
▶申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

申請書ホームページ



補助対象かわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分を確認しなくても申請いただくことができます。

所得区分の確認方法

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナポータル「おかね【税・所得】」で次の欄を確認してください。

確認欄 課税所得額(課税標準額) 市町村民税 調整控除額

2へ

マイナンバーカードをお持ちでない方

課税証明書(市町村で発行)をご用意ください。

課税証明書は調整控除の額を記載する形で申請してください。

1へ

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1	課税証明書 記載例2
課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

point! 市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナンバーポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例	全項目の合計額が「課税標準額」
総所得③	〇〇〇〇〇〇円
山林所得	〇〇〇〇〇〇円
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円
先物取引	〇〇〇〇〇〇円

2. 調整控除の額の確認方法

point! 市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。 ※2,3

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 ※1

- ※1 政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。
- ※2 生徒が早生まれの場合は2ページ「生徒が早生まれの場合の所得区分の算定について」をご確認ください。
- ※3 父母それぞれ別に計算し、計算結果を合算します。

計算の結果、父母の合計が 304,200円未済ですか？

はい → いいえ 「高校生等臨時支援」に該当します ※4

3 生徒・保護者等ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい → いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が251,100円未済ですか？

はい → いいえ

5 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯ですか？

はい → いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは2ページをご覧ください。

※4 「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

その他の制度

学費支援を必要としている方に対し、貸付けの制度や、高校卒業後、大学等へ進学する方向への支援制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先にご確認ください。

無利子の貸付け制度(返還必要)

神奈川県高等学校奨学金

各学校の奨学金担当者、または神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります。)

貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分)
- ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます。

返還方法

- 開始：卒業後6か月経過した後から
- 返還期間：貸付期間の4倍以内の期間
- 猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。
- 免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

- 募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>
- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
- 借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。
- 各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

高校卒業後、大学等へ進学する方向への支援制度(返還不要)

高等教育の学費支援新制度

授業料・入学金の免除・減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専修学校(専門課程)に通う学生を支援する制度

詳細は
文部科学省ホームページを
ご確認ください▶



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

給付型奨学金についての問合せ先: 独立行政法人日本学生支援機構

TEL: 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜~金曜: 9時00分~20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

※貸与・給付型奨学金に関する手続きのスケジュール等については在学中の高等学校等または、進学先の大学等の奨学金担当窓口にお問い合わせください。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。 SDGs 未来都市 神奈川県
Kanagawa committed to SDGs



交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsujii.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け(一部給付制度あり)

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

母子父子寡婦福祉資金

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)・区役所
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

生活福祉資金(教育支援資金)

※返済期限を過ぎた場合には延滞利子が発生します。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

https://www.knsy.jp/service/fukushi-shikin/kashitsuke_kyoiku

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付け

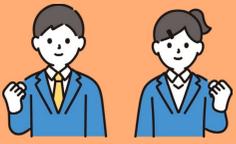
貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

令和7年度版

大切なお知らせ

高校生の学びを支えます。



- 高等学校等就学支援金
- 高校生等臨時支援金

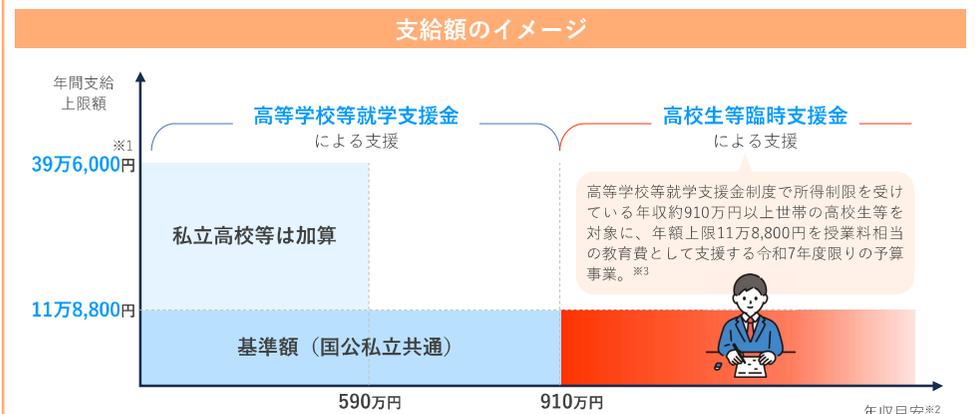
高等学校等就学支援金
(年収約910万円未満世帯(次頁参照))

及び

高校生等臨時支援金
(年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。



※1 私立高校(通信制)は29万7,000円、国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は次頁下表参照)

※3 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

学校により、就学支援金及び臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金

※令和6年度までの手続きや支援内容と同じです。

お申し込みについて

新入生の皆さん 入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

在校生の皆さん 収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※ 原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバー**を利用することで手続が簡単になります。(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

計算式 $\text{マイナンバー上の項目名} \cdot \text{課税所得額 (課税標準額)} \times 6\% - \text{マイナンバー上の項目名} \cdot \text{市町村民税 調整控除額}$

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

ご自身の課税標準額などは**マイナンバー**で「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナンバーホームページ 

上記による算出額

算出額	15万4,500円未満	支給額	最大 39万6,000円
算出額	15万4,500円以上 30万4,200円未満	支給額	11万8,800円

※ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合や、離婚・死別等により保護者等の変更があった場合は、支給資格や支給額の変更、就学支援金の返納等が生じる可能性がありますので、学校を通じて都道府県(国立高校等の場合は学校を通じて文部科学省)に対して、速やかに収入状況届出等を提出する必要があります。

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約950万円	~約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円	~約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,030万円	~約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約1,070万円	~約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約1,090万円	~約740万円

※ 支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※ 子については、中学生以下は、15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。

※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、**従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度**です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

- 対象となる家計急変事由に該当
- +
- 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額 **3万3,000円**

※公立高校等は月額9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



高校生等臨時支援金

※令和7年度限りの事業です。令和8年度以降については、別途検討中です。



高校生等臨時支援金について

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯と判定された場合**に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。(令和7年度限り※1・新規)

支援額

国公私立共通のいわゆる基準額である
年額 11万8,800円※2

- ※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。
- ※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なることがあります。

お申し込みについて

新入生の皆さん

高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

在校生の皆さん

7月頃までに 学校から案内があります。必ず確認してください。

- ※ 原則として、高等学校等就学支援金のための**オンライン申請の仕組みを活用**します。
- ※ **これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方(年収約910万円以上世帯の方)**は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要があります。



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**都道府県ごとに申請方法が異なります**ので、学校からの案内に従って申請してください。

- ※ 学校により、就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金・臨時支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合があります。詳細は学校へお問い合わせください。

対象となる高校生

日本国内に住所を有する方が対象です



※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、詳細は学校へお問い合わせください。

対象となる学校種は次のとおりです

- ・高等学校
- ・中等教育学校（後期課程）
- ・特別支援学校（高等部）
- ・高等専門学校（1～3年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの
- ・各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- ・海上技術学校

高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金共通事項

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



学費補助金の拡充及び高等学校等就学支援金の拡充に係る国への一層の働きかけについて

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 神奈川県内の私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金の対象者を、県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 県内に在住する高校生への学費補助については、都道府県で補助内容に大きな格差が生じていることを踏まえ、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、物価高騰、社会状況の変化を踏まえた所得要件や支給限度額の見直し等による就学支援金制度の拡充の確実な実施について、国への一層の働きかけを行うこと。

■ 要請の背景

- 現在、県内に在住する高校生への学費補助は、国の高等学校等就学支援金や神奈川県内の学費補助金により、授業料（年額 46 万 8 千円上限）や入学金が支給されています。県の補助金については、県内設置の私立高等学校等に通う県内在住の方が対象となっている一方で、県外校に通う場合は対象とならないため不公平感があり、県外校の在学者まで対象を拡大する必要があります。
- 高等学校等の授業料無償化について、東京都が私立高校の授業料助成の所得制限撤廃を独自に実施するなど、周辺自治体間でかつてないほど補助内容に格差が生じており、保護者や生徒から不満の声が本市にも多く寄せられている状況であること、また、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において高校無償化に係る方向性が示されているものの、授業料の支給限度額が県の現支給限度額に達しておらず、実態に即した水準を確保する必要があることから、国の就学支援金制度の拡充の確実な実施について一層の働きかけが必要です。

■ 効果等

- 県内の私立高等学校等の在学者との学費支援の格差をなくすことで、県外の私立高等学校等に在学する生徒に対しては、充実した修学支援を行うこと、保護者に対しては、教育費負担を軽減することができるようになります。
- 国の就学支援金が拡充されることにより、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担がこれまで以上に軽減され、自治体間格差も解消されます。

■私学進学者の状況や制度等について

1 公立中学校卒業者の県外私学（全日制高等学校）への進路状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
神奈川県内	4,767 人 (7.1%)	4,854 人 (7.1%)	4,654 人 (6.9%)
川崎市内	2,108 人 (21.3%)	2,106 人 (20.6%)	1,878 人 (18.9%)

2 国、県の制度について

高等学校等就学支援金 (国制度)	高校生等臨時支援金 (国制度) ※令和7年度限り	学費補助金 (県制度)
高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況に関わらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度	高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万円以上世帯と判定され支給対象とならなかった場合に、授業料に対して年額118,800円を上限に支給する制度	生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度 生徒・保護者ともに神奈川県内に在住、かつ神奈川県内設置の私立高等学校等に在学する生徒が対象

3 他都市の動向

	補助上限額 (国+県)	実質無償化所得基準	県外在学者が対象 (県制度)
神奈川県	468,000 円	年収約 750 万円未満 多子世帯は、年収約 910 万円未満	×
東京都	490,000 円	所得制限なし	○
埼玉県	410,000 円 (生活保護世帯等は全額)	年収約 720 万円未満	×
千葉県	全額	年収約 640 万円未満	×

【県外在学者を補助の対象にしている都道府県】

- ・東京都
- ・大阪府（令和 6 年度から学年別に所得制限の撤廃を実施し、令和 8 年度には全学年で授業料が完全無償化されます。（府外の一部学校についても対象））
- ・兵庫県（近隣府県の私立高校に通学する場合、県支援額の 1/2 又は 1/4）

- 1 学費補助金の対象者を県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 高等学校等就学支援金の拡充について、国へ一層の働きかけを行うこと。

この要請文の担当課／こども未来局総務部企画課 TEL 044-200-1726
教育委員会事務局総務部学事課 TEL 044-200-3267